

監査措置公告第5号

平成22年2月24日付け21監第71号で提出した平成21年度財政援助団体監査の結果に関する報告及び意見に対し、市長から措置を講じた旨の通知があったので地方自治法第199条第12項の規定に基づき公表します。

平成21年度財政援助団体監査の結果に関する措置について

平成22年8月23日

東かがわ市監査委員 赤坂末夫

東かがわ市監査委員 池本信秀

東かがわ市監査委員 清船豊志

平成21年度財政援助団体監査結果に基づき講じた措置について

東かがわ市体育協会

指摘事項・添付意見	措置の内容・処理方針
<p>(1) 会計処理において、一部競技団体で、明細のない領収書が見受けられた。東かがわ市体育協会委託事業対象経費の単価基準では、証拠書類は、個人領収書の場合の押印、業者発行の場合の領収書は、単価、数量等明細が記載されたものとなっており、今後は、同基準により、具体的な内容がわかるよう適正に事務処理されたい。</p>	<p>本年度の事務担当者会にて加盟団体事務局に説明しており、領収証には必ず押印、詳細が明確なものを添付することを協力依頼しました。</p>
<p>(2) 全ての経費の支出根拠となるべく参加者名簿が添付されていない大会が見受けられた。事業（行事）の実績（効果）を客観的かつ明確に把握できない事務処理となっているので、今後は、事業が終了したときは、確実に提出させるよう指導するとともに、実績確認を適正に行われたい。</p>	<p>加盟団体に、大会参加チーム数・大会参加者総人数が把握できる資料を添付するよう指導を行うとともに、今後も適正な事務処理の執行に努めます。</p>